

渡島総合振興局公共工事等入札執行方針

I 入札方式・契約方法について

渡島総合振興局における産業振興部が所管する公共工事及び公共工事に係る委託業務の発注は、制限付一般競争入札、地域限定型一般競争入札若しくは指名競争入札のいずれかによる入札又は、随意契約による契約方法とする。

1 工事

一般競争入札を基本とし、工事内容等により指名競争入札又は随意契約とする。

(1) 制限付一般競争入札

対象工事については、予定価格が250万円を超える工事とする。

(2) 指名競争入札

指名競争入札とすることができる場合は次のいずれかとする。

ア 特別な理由による場合

- ・ 災害など緊急を要する工事
- ・ 本道の気象条件を考慮した適期施工に配慮しなければならない工事
- ・ 発注時期に制約のある工事
- ・ その他特別な事情がある場合

イ 造林工事

(3) 随意契約

地方自治法施行令第167条の2第1項各号及び北海道財務規則運用方針第6章第3節関係に該当する工事とする。

2 委託業務

指名競争入札を基本とし、業務内容等により、地域限定型一般競争入札又は随意契約（プロポーザル方式による随意契約を含む。）とする。

(1) 指名競争入札

地域限定型一般競争入札又は随意契約（プロポーザル方式による随意契約を含む。）を活用する場合以外は、指名競争入札によるものとする。

(2) 地域限定型一般競争入札

次の業務については、原則として地域限定型一般競争入札を実施する。

- ・ 測量
- ・ 平易な調査
- ・ 平易な設計

(3) 随意契約

地方自治法施行令第167条の2第1項各号及び北海道財務規則運用方針第6章第3節関係に該当する委託業務とする。

(4) プロポーザル方式による随意契約

高度な専門知識や技術又は豊富な経験に基づく分析若しくは判断を必要とするもので、業務の最適な処理方法や成果の水準をあらかじめ設定できず、契約に係る仕様を具体的に提示することが困難なものを対象とする。

II 制限付一般競争入札の参加資格について

1 地域要件の基本方針

地域要件の設定については、次の表を基本として、応札可能者数を原則20者以上となるよう設定する。ただし、応札可能者数が20者に満たない場合においても、工事の種類や地域の状況などを勘案し、競争入札審査委員会が適当と認めるときは、当該地域要件によることができるものとする。

産業振興部農村振興課所管工事

工事区分 (該当工事)	地域要件 (単体)	地域要件 (共同企業体)
農業土木工事A等級 (7,000万円以上)	渡島総合振興局、檜山振興局管内に主たる営業所を有するもの。	構成員のすべてが道内に主たる営業所を有し、かつ構成員の1社以上が渡島総合振興局管内に主たる営業所を有するもの。
農業土木工事B等級 (7,000万円未満 3,500万円以上)	渡島総合振興局管内に主たる営業所を有するもの。	構成員のすべてが道内に主たる営業所を有し、かつ構成員の1社以上が渡島総合振興局管内に主たる営業所を有するもの。
農業土木工事C等級 (3,500万円未満)	渡島総合振興局管内に主たる営業所を有するもの。	

産業振興部林務課所管工事

工事区分 (該当工事)	地域要件 (単体)	地域要件 (共同企業体)
森林土木工事A等級 (5,500万円以上)	渡島総合振興局、檜山振興局管内に主たる営業所を有するもの。	構成員のすべてが道内に主たる営業所を有し、かつ構成員の1社以上が渡島総合振興局管内に主たる営業所を有するもの。
森林土木工事B等級 (5,500万円未満 2,500万円以上)	渡島総合振興局管内に主たる営業所を有するもの。	構成員のすべてが道内に主たる営業所を有し、かつ構成員の1社以上が渡島総合振興局管内に主たる営業所を有するもの。
森林土木工事C等級 (2,500万円未満)	渡島総合振興局管内に主たる営業所を有するもの。	

産業振興部水産課所管工事

工事区分 (該当工事)	地域要件 (単体)	地域要件 (共同企業体)
水産土木工事A等級 (6,000万円以上)	道内に主たる営業所を有するもの。	構成員のすべてが道内に主たる営業所を有し、かつ構成員の1社以上が渡島総合振興局管内に主たる営業所を有するもの。
水産土木工事B等級 (6,000万円未満 3,500万円以上)	道内に主たる営業所を有するもの。	構成員のすべてが道内に主たる営業所を有し、かつ構成員の1社以上が渡島総合振興局管内に主たる営業所を有するもの。
水産土木工事C等級 (3,500万円未満)	道内に主たる営業所を有するもの。	構成員のすべてが道内に主たる営業所を有し、かつ構成員の1社以上が渡島総合振興局管内に主たる営業所を有するもの。

※注 (当該執行方針等の中での語句の用法)

主たる営業所：請負契約を締結する事務所(営業所)を統括し指揮監督権限を有する営業所<通常は本社・本店等>。

営業所：請負契約を締結する事務所(営業所)の内、主たる営業所ではないもの。

2 類似工事

制限付一般競争入札で求める過去15年間に、発注工事と同種で、かつ、おおむね同規模の工事の元請としての施工実績とは、原則として同種工事における主要工事数量等のおおむね2分の1を基本とし、工事ごとに定めるものとする。

なお、これにより難しい場合は、個別の事案ごとに適切な基準を設定し、その適否について、競争入札審査委員会が判断する。

III 地域限定型一般競争入札の参加資格について

1 地域要件

渡島総合振興局又は檜山振興局管内に主たる営業所を有するものとする。

2 類似業務

過去15年間に当該業務と同種、かつ、おおむね同規模の履行実績があること。

IV その他

1 工事及び委託業務の発注見通しに関する事項の公表について

工事及び委託業務の発注見通しは、当該年度における次に掲げる事項を4月1日以降、遅滞なく電子調達ポータルサイト [<https://www.idc.e-harp.jp/>]（公開情報～発注予定情報閲覧）及び渡島合同庁舎西棟3階産業振興部閲覧室で公表する。

また、発注の見直しについては、変更があるごとに公表する。

公表事項

種別、工事（委託業務）名称、工事（委託業務）場所、工事（委託業務）実施機関名、工事（委託業務）概要、発注予定時期、工期（業務期間）、概算工事（委託）費、入札及び契約方法、電子入札又は総合評価方式の記載

2 電子入札の実施について

工事及び委託業務（一部の随意契約を除く。）については、電子入札（見積もり合わせ）を実施しています。電子入札の利用申し込みは、随時、渡島総合振興局総務課主査（事業管理）で受付を行っています。申請書の提出方法は、持参又は郵送とします。

提出先

〒041-8558

函館市美原4丁目6番16号

渡島総合振興局総務課主査（事業管理）

電話番号（直通）0138-47-9418